



令和3年度町立幼稚園・保育施設(鏡石保育所・認定こども園ぶどうの木・岡ノ内保育園)利用申込案内



■町立幼稚園とは

幼児期は遊びを通して人間形成の基礎をつくる大切な時期となります。幼稚園とは、学校教育法に基づき幼児期にふさわしい生活を展開する中で、より直接的・具体的な体験を通して幼児の心身の発達を促していくところであり、町が運営する幼稚園となります。

保育の必要性は必要なく、町内に住所を有している3歳児から小学校就学前を対象としております。

■保育施設とは

保護者の就労または疾病等により、日中家庭で保育することができない乳児及び幼児を、保護者に代わって保育を行う児童福祉法に基づいた児童福祉施設で、保育所(園)、認定こども園、地域型保育施設があります。入所(園)後であっても、児童を保育できるようになれば退所(園)することとなります。

■利用資格要件

- ・鏡石町内に住所を有する方(利用日までに鏡石町に住民登録が可能な方を含む。)
- ・保育施設を希望する方については、保護者が下記の理由で、児童の保育ができない家庭に限ります。
(※祖父母等同居の親族の方が子どもを保育できる場合、利用の優先度が調整される場合があります。)

基準	説明
1 家庭外労働	家庭の外で仕事をするにより、その児童の保育ができない場合。
2 家庭内労働	家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするにより、その児童の保育ができない場合。
3 母親の出産等	親が出産の前後、病気、負傷、心身に障がいがあることにより、その児童の保育ができない場合。
4 病人の看護等	児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいがある親族の看護にあたることにより、その児童の保育ができない場合。
5 家屋の災害	火災、風水害や地震などの不幸があり、その家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。
6 求職活動	求職活動を行っているため児童の保育ができない場合。※3ヶ月間
7 就学	就学のため、その児童の保育ができない場合。
8 その他	前各号に類する状態にあること。

※注意

- 同住所の場合や世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は「同居」扱いとなります。2世帯同居や、同一敷地内に2棟での住居の場合は、別途書類の提出が必要になりますので、申し出てください。
- 「下の子の保育に手がかかる」、「集団生活に慣れさせたい」などの理由は利用対象にはなりません。
- 「求職中」を理由として保育施設を利用する方は、保育期間満了月の15日までに就労証明書等を提出できない場合「退所」となる場合があります。
- 児童の心身に障がいがあると思われる場合、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込の際などに必ずお申し出ください。
- 年度途中で育児休暇を取得し令和4年3月31日まで取得予定の方は「退所」となる場合があります。

■利用の手続き

1 令和3年4月1日入所児童の募集について

- ① 申込先 町福祉こども課（鏡石町立幼稚園については、教育課での受付も可能です。）

※継続の方は町立幼稚園及び各保育所（園）で申請書類を配布します。

- ② 申込期間 令和2年10月20日（火）～11月6日（金）

※期間内に提出していただかないと4月からの入所ができない場合があります。

※提出書類に不備がある場合、書類を受理できない場合があります。

- ③ 提出書類

(1) 入園願書・保育所入所申込書

(2) 支給認定申請書（継続入所の場合、不要）

(3) 家庭状況調査書（継続入所の場合、不要）

(4) 就労証明書など保育を必要とすることを証明する書類（鏡石幼稚園の場合、不要）

(5) 預かり保育申込書（鏡石幼稚園で預かり保育を希望する方のみ）※別途施設等利用給付申請が必要になります。

※同一世帯から2人以上の児童が同時に入所申込みの場合、(1) 保育所入所申込書、(2) 支給認定申請書については、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。家庭状況調査書は、1枚にまとめて複数の児童の記入が可能です。（※2人目以降の児童の添付書類（就労証明等）についてはコピー可。）

※入所希望者が多数の場合、家庭の状況等を考慮したうえで第2・3希望の保育施設を利用していただくことがあります。（第1希望のみの場合は、第2・3希望には記入しないでください）



2 年度途中の利用申込受付

・町福祉こども課にて随時受付をしております。（原則利用希望をする前々月末までに申込して下さい。）

（例）6月から利用希望の場合・・・

4月末までに申請書を提出してください。5月に提出されますと、7月からの利用となります。

※定員に空きが無い場合は、利用できないことがあります。

申込後、キャンセルや電話番号、住所、世帯状況の変更があったときは必ずご連絡ください。

■保育を必要とすることを証明する書類

入所申込児童の同居の両親・祖父母について下記の表により提出してください。

	提出書類
就職している人	就労証明書
内職をしている人	内職を受けている先の証明（就労証明書）
自営業に従事している人	営業許可証等の写し若しくは、「民生委員」による証明書（お住まいの地域の民生委員に証明してもらってください。）
農業に従事している人	「農業委員会」の耕作証明書
出産前後の人	・母子健康手帳（出産予定日が確認できるもの） ・産休、育休の方は、就労証明書の写しも必要となります。
病気や障がいのある人	診断書若しくは、各種手帳の写し
病人等を常時看護する人	診断書若しくは、各種手帳の写し
就学している人	在学を証明する書類
求職中の人	ハローワークの登録カード等（3ヶ月以内に就労証明書の提出）

※その他入所理由によっては、別途書類が必要になる場合があります。

※鏡石町に今後転入予定の方の申込みも状況により受付可能です。但し、特別な事情等がなく、転入ができない場合には入所が取り消しとなる場合があります。

入園や入所の手続きの際に

「施設型給付費・地域型保育給付費」に関する 支給認定申請書の手続きが必要です。

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や認可保育所等を利用される際に、利用者負担額や保育の必要性などを判断させていただくため、「施設型給付費及び地域型保育給付費等に関する支給認定申請書（以下、支給認定申請書）」を提出していただく必要があります。

なお、支給認定申請書を提出していただいた方には、後ほど「支給認定証」を交付させていただきますこととなります。

※支給認定区分

対象	認定区分	利用可能な施設・事業
満3歳児以上 教育のみ	教育標準時間認定（1号）	認定こども園、幼稚園
満3歳以上 保育が必用	保育認定（2号）：標準時間※	認定こども園、保育所
	保育認定（2号）：短時間※	
満3歳未満 保育が必用	保育認定（3号）：標準時間※	認定こども園、保育所、地域型 保育事業（小規模保育事業等）
	保育認定（3号）：短時間※	

※保護者の労働時間等により、1日当たりの保育を利用できる時間が以下のとおり区分されます。

区分	保育利用可能時間	保護者の労働時間
保育標準時間	11時間	月120時間以上
保育短時間	8時間	月48時間以上120時間未満

※保育認定（2号・3号認定）にあたっては、保育を必要とする状態にあることが必要です。

※月120時間未満の労働時間の場合でも、通勤距離が長い等特別な事情が認められれば、状況により保育標準時間認定を受けることができる場合があります。（別途届出が必要となります）

※祖父母等同居の親族の方が子どもを保育できる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

■授業料・保育料について

子ども・子育て支援新制度に基づき、保護者に負担していただく利用者負担額（保育料）は、保護者の市町村民税課税状況で算定することとなります。利用者負担額は4月～8月までは令和元年度の市町村民税、9月～3月までは令和2年度の市町村民税により算定となります。保育料の支払いは原則口座振替となります。

令和元年度10月より教育・保育料が無償化となりましたので、3歳（4月1日現在）以上のお子さんについては、保育料が無償となります。

令和3年度の利用者負担額は下表のとおりです。

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層1	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯	10,000	9,800
第3階層2	第1階層及び第3階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	12,000
第4階層1		48,600円以上59,000円未満	15,000
第4階層2		59,000円以上79,000円未満	19,000
第4階層3		79,000円以上97,000円未満	24,000
第5階層1		97,000円以上115,000円未満	27,000
第5階層2		115,000円以上133,000円未満	31,000
第5階層3		133,000円以上169,000円未満	32,000
第6階層		169,000円以上301,000円未満	33,000
第7階層	301,000円以上	33,000	32,400

※上記の保育料のほかに、所（園）により給食費や送迎バス利用代などの実費徴収や上乗せ徴収費がかかることがあります。

※同一世帯から2人以上が、入所（園）する場合は、2人目は上表保育料の半額、3人目は無料となります。

※「保育標準時間」は最長11時間、「保育短時間」は最長8時間の間で保育所（園）をご利用できます。

※その他世帯の状況により減免措置を受けることができる場合があります。

●祖父母と同居している場合

父母の市町村民税を基に利用者負担額を決定しますが、保育所（園）を利用している児童が父母のほか、祖父母と同居（世帯分離を含む）している世帯において、以下の基準に該当する場合は、祖父母の内課税額が高い方の市町村民税額も含めて保育料を算定します。

- (1) 父母の両方が市町村民税非課税の場合 (2) その他町長が必要と認めた場合



申込書の記入について

鏡石幼稚園入園願書

申込年月日、保護者住所氏名等を
記入、及び押印

令和 年 月 日

保護者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

鏡石町教育委員会 教育長 様

鏡石町立鏡石幼稚園に入園させたいので申し込みをいたします。

児童の氏名、生年月日等の記入

入園児童	氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日 平成・令和 年 月 日 (歳)	性別 男・女
入園幼稚園	鏡石町立鏡石幼稚園 (3歳児 ・ 4歳児 ・ 5歳児)		
預かり保育の 希 望	希望する ・ 希望しない 希望する期間 令和 年 月 日 ~ 令和		

どちらかに○をつけてい
ただき、希望する方は、
令和2年4月1日から、
令和3年3月31日の日
付を記入。

入園児童の 世帯構成	氏 名	続柄	生年月日	性 別	備 考
	<p>申込児童本人以外の家族の状況について記入。兄弟姉妹については学校名等も記入。 ※兄弟姉妹が保育(教育)施設に入所(園)している場合、必ず施設名を記入。</p>				
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	
			S H 年 月 日	男・女	

市町村記載欄		
入園可否 可 ・ 否	入園承諾年月日 令和 年 月 日	入園幼稚園名 鏡石町立鏡石幼稚園 (才児)
入園期間	令和 年 月 日 ~ 年 月 日	

保育所入所申込書は、申込書裏面の「記入上の注意」にしたがって記入してください。

(第1号様式)

保育施設入所(園)申込書

申込年月日、保護者住所氏名等を記入、及び押印

令和 年 月 日	
保護者住所	氏名
氏名	印
電話番号	

入所希望の保育所名を記入
第2、3希望を記入されない場合は、第1希望の保育所のみでの選考となります

児童の氏名、生年月日等の記入

生年月日		令和 年 月 日生		歳	男・女
入所(園)を希望する	第1希望	(希望理由)			
	第2希望	(希望理由)			
		(希望理由)			
間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			
保育の実施を必要とする理由	両親等()				

令和2年4月1日から、令和3年3月31日の日付を記入。

申込書裏面の「入所できる基準」の番号と、具体的な理由を記入

○ 入所児童の家庭の状況

区分	(ふりがな)氏名	入所児童との続柄	生年月日	性別	職業 学校名等	※課税の有無			備考
						前年度分市町村民税	前年分所得税	前年度分固定資産税	
						円	円	円	
の世帯員				男・女					
				男・女					
				男・女					
生活保護の状況			適用なし 適用あり(平成 年 月 日保護開始)						

申込児童本人以外の家族の状況について記入。兄弟姉妹については学校名等も記入。
※兄弟姉妹が保育(教育)施設に入所(園)している場合、必ず施設名を記入。

生活保護の状況は該当するものを○で囲む

※市町村記載欄	入所(園)承諾状況	要・否(理由)	保育の実施期間	保育の実施基準の番号
		令和 年 月 日承諾	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	両親等()、()
			入所(園)保育所	
			備考	

- 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- 字は楷書ではっきりと書いて下さい。※印の欄には記入する必要がありません。

■鏡石町立鏡石幼稚園について

鏡石幼稚園って、どんなところ？



1. 教育目標は？

「幼児一人一人が自分らしさを発揮して

心豊かに意欲をもって取り組める幼児を育てる」

1. 心身ともに健康で明るい子ども
2. 表現力豊かで友達と仲よくできる子ども
3. 考えて行動する子ども

2. お金はどれくらいかかるの？

○幼稚園に納入するのは？

- ・園費：300円/月
- ・PTA会費：300円/月
- ※令和2年度の料金となります。
- ※これらの金額は、その年のPTA総会で決まります。
- ・預かり保育料：500円/回
- ※2号認定及び新2号認定の方は無償化の対象となります。
- ※保育料については無償化となります。給食費については、町奨励金事業を充当させていただく予定です。



3. 年間行事や1日のスケジュールは？

月	内 容	スケジュール	
		時 刻	内 容
4	○入園式 ○家庭訪問 ○保育参観 ○なかよし会		
5	○子どもの日お祝い会 ○身体測定 ○健康診断 ○春の遠足 ○交通教室	8:30	○登園 ・着替え、遊び
6	○プール開き ○保育参観	9:00	○げんきつきタイム
7	○七夕会 ○夏まつり会 ○第一学期終業式	9:15	○みんなで遊ぼう
8	○第二学期始業式 ○身体測定		・ごっこ遊び ・製作遊び ・戸外遊び
9	○運動会 ○祖父母交流会 ○奉仕作業		・運動遊び ・絵本、歌、リズム遊び
10	○親子旅行 ○幼児劇場	11:45	○昼食
11	○自由保育参観 ○七五三お祝い会 ○もちつき会		・楽しい食事 ・歯磨き
12	○生活発表会 ○第二学期終業式	13:30	○降園
1	○第三学期始業式 ○身体測定 ○こま回し大会		
2	○豆まき会 ○お別れ遠足 ○縄跳び大会		
3	○雛祭り会 ○お別れ会 ○修了式 ○卒園式		

預かり保育は、朝7時30分から保育終了後19時まで実施しています。(別途申し込みが必要になります。)

※毎月、誕生会と避難訓練を行っています。

保育理念（学校法人栄光学園）

キリスト教の愛の精神を基礎とし、豊かな個性を育みながら、子どもが自ら生きる力を高め、共に生きることを喜びとする保育を目指します。

- ### 保育方針
- 一人ひとりを大切にする保育
 - 遊びを大切にする保育
 - 目に見えないものを大切にする保育
 - 絵本の読み聞かせを大切にする保育
 - 地域のすべての子どものために

保育理念

- 喜んで生きることも
- 自分と友だちを愛することも
- 心を動かすことも

機能別概要

クラス編成 定員数 対象年齢	3号認定	
	定員	クラス名(年齢)
1号認定	12名	てんし(0歳児) 生後9週から
	24名	ことり(1歳児)
	24名	ひつじ(2歳児)
	2号認定	
	クラス名(年齢)	定員
	ほし・つき(3歳児)	1・2号あわせて30名
ひかり(4歳児)	1・2号あわせて30名	
めぐみ(5歳児)	1・2号あわせて30名	
合計	150名(0~2歳児60名・3~5歳児90名)	
休園日	土、日曜日・国民の休日 夏・冬・春の長期休み	日曜日・国民の休日 12/29~1/3
早朝保育時間	7時15分~8時15分 ※有料	7時15分~8時15分 ※短時間保育利用者有料
保育時間	8時15分~13時30分	短時間：8時15分~16時15分 標準時間：7時15分~18時15分
預かり保育	※有料 月~金：13時30分~18時15分 土曜日、夏・冬・春長期休み期間	16時15分~18時15分 ※短時間保育利用者有料
延長保育	18時15分~18時45分(有料)	
保育料金	1・2号：無償 3号：自治体の決定する保育料	

保育時間と利用料金等

*支給認定によって、
利用料金がかかります。

認定 曜日・期間	保育時間	7:15 ~8:15	8:15 ~13:30	13:30 ~16:15	16:15 ~18:15	18:15 ~18:45
		1 月~金	100円	無償	600円	
長期休み期間(月~金)	100円	1,350円(給食費含む)		200円		
2・3 月~土 保育短時間(8:15~16:15)	100円	2号：無償		200円	200円 ※土曜日はなし	
月~土 保育標準時間(7:15~18:15)	3号：自治体の決定する保育料					

- 入園・進級時にかかる費用/個人用品 5,000円前後
- 実費徴収(毎月)/【給食費】1号認定：5,400円・2号認定：6,800円
(町から4,500円の補助有)
【保護者会費】700円
【絵本代】440円
- 保育環境充実費(毎月)/3,000円(1人目)・1,500円(2人目)・3人目は無料

昼食について

- 素材の自然な味や手作りのあたたかさが感じられる和食を中心とした献立です。旬の食材を取り入れ、かつお節と昆布で出汁をとり、なるべく添加物の使われていない食材や調味料を使用しています。

子育て支援

ご家庭で過ごしているお子さんと保護者、マタニティの方を対象に支援を行っています。保護者の皆様がお育てに希望と喜びを見出しにいけるような場所となりますように願っています。

- そよかぜ広場/対象：0~3歳の未就園児の親子
- こかげ広場 /対象：母子手帳を交付された方

一時預かり

- 生後6ヶ月から満3歳の年度末までのお子さんが対象です。(鏡石在住の方)
※登録制ですので、事前に連絡の上ご来園ください。

入園手続き

- 入園申込書受付(3~5歳児・1号認定)…9月1日(火)~定員に達するまで
- 入園申込書配布及び受付(0~2歳児・3号認定/3~5歳児・2号認定)…町にお問い合わせください。
- 見学希望の方は電話でご予約ください。

笑顔でつながる保育

すべての子どもが 等しく乳幼児保育・教育を受けられるための一歩！！

生まれてきてくれて ありがとう

命をいただいて ありがとう

あなたに出会えて ありがとう

あなたはあなたのままでいいんだよ・・・

大切にされていることの実感から生まれる 安心・安定

一人ひとりの育ち

言葉を大切に

みんなちがってみんな良い。

受け止め合って過ごす楽しい毎日

保育理念

生活力と遊び力

それぞれの人間力の育みは、

ていねいな生活と個々の

興味関心による動きや遊びから・・・

みんなで育つ保育園

子ども・親・保育士も

育ちあう保育園

食育＝安心・安全・

楽しい・おいしい

必要な納入額の内訳

～健康な身体はバランスのとれた豊かな食事から～

化学調味料を極力使用せず薄味で、安全な食材を利用し、乳児期から素材の味を味わえる食事・手作りおやつを提供しています。

～アレルギー体質のお子さんは個別対応実施～

特別な状況以外のアレルギー物質除去給食の対応ができます。

《入園当初の準備費として・・・》

連絡帳代 1冊 350円・シーツ代 2,200円

認証カードキー代 1枚 1,000円

スタイ・名札代は各学年に合わせて

《諸活動費》・・・教材費・図書費・リトミック活動等の
行事費 等

毎月 2,000円を年 3回に分けて集金



＝ 一人ひとりが大切にされる保育 ＝

きめこまやかな子どもへのかかわり、
日々の成長の喜びに共感し、子育てを応援！

こんな取り組みもしています！！

0歳児 ベビーマッサージ

有資格者の園長指導のもと、月に1～2回、取り入れております。気持ち良くて、眠ってしまうお子さんもいるんですよ！

1・2歳児 リトミック遊び

専門講師を招いて、年間10回程度、活動しています。音楽に親しみながら、楽しく身体を動かしています♪

保育理念

一人ひとりが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う

保育目標

- 心身ともに、健康で元気な子ども
- 心豊かで、思いやりのある子ども
- 意欲的に、生活できる子ども

鏡石保育所はみんな元気いっぱい！！

乳幼児期は人間形成を培う大切な時期であり、その生活の中心は『遊び』です。鏡石保育所では『遊び』を通して、豊かな人間関係・生活習慣の学び・心と体を育てます。

★保育時間

区分	通常保育	延長保育(100円/30分)
標準時間	午前7時30分～午後6時30分	午後6時30分～午後7時
短時間	午前8時30分～午後4時30分	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時

・・休所日・・
日・祝日 ☀
年末年始

★鏡石保育所の特色

・・保育所での生活・・

- ◆田園風景に囲まれた自然豊かな場所にあり、広い所庭でのびのび遊んでいます。
- ◆かがみっこタイム(体操やかかけっこ)を通して、基礎的な体力づくりに取り組んでいます。
- ◆講師の先生を招いて、「わらべうた遊び」や「よさこい教室」など行っています。
- ◆0歳児から絵本の読み聞かせをします。やさしい語りかけにより、話に耳を傾ける習慣が身に付き集中力や創造力が培われます。
- ◆3歳児以上は毎週絵本の貸し出しを行っています。たくさんの絵本に触れることで、子どもの情緒の発達を促します。



・・食育・・

- ◆栄養士が発達に必要な栄養を管理し、調理員が心を込めて給食を提供します。アレルギー体質のお子さんにも個別対応しております。
- ◆所庭内にある畑で野菜を育てています。栽培活動を通じて、子どもたちが五感を使い自然や食に興味を持つことができます。



・・子育て支援・・

- ◆子育てに関する悩みなど、気軽に相談できるアットホームな雰囲気のある保育所です。一人ひとりに寄り添いながら、職員全体で子どもたちの健やかな成長を目指しています。



★主な年間行事

春 入所・進級式
親子バス遠足

運動会
秋の遠足



夏まつり会
プール開き



おゆうぎ会
満了式・修了式

★定員と保育料

- 定員: 110名(保育所全体)
- 保育料は住民税の課税状況で算定します。
※3歳以上は保育料が無償となります。なお給食費は町奨励金事業を充当します。
- PTA会費 年間3,600円(300円/月)



・・アクセス・・

〒969-0401
鏡石町本町43番地6 ☎(0248)62-2513

○上記以外にたくさんの行事があります！



■町立幼稚園及び町内の認可保育施設について

認定こども園ぶどうの木

※募集定員は年齢により異なります。

1. 住 所 〒969-0401 鏡石町前山72番地
2. 電 話 (0248) 92-3213 FAX 62-2346
3. 設置主体 学校法人 栄光学園
4. 開設年月日 平成20年4月1日
5. 開園時間 7時15分～18時15分
6. (平日) 延長保育18時15分～18時45分 (利用料別途徴収)
7. 入園対象年齢 生後9週から就学前まで

学校法人鏡石学園 岡ノ内保育園

※募集定員は年齢により異なります。

1. 住 所 〒969-0401 鏡石町岡ノ内556番地
2. 電 話 (0248) 62-7068 FAX 62-7310
3. 設置主体 学校法人 鏡石学園
4. 開設年月日 平成26年4月1日
5. 開園時間 7時20分～18時15分
6. (平日) 延長保育18時15分～18時45分
7. 入園対象年齢 生後7ヶ月から満3歳年度末

社会福祉法人 鏡石保育所

※募集定員は年齢により異なります。

1. 住 所 〒969-0401 鏡石町本町43番地6
2. 電話・FAX 0248-62-2513
3. 設置主体 鏡石町社会福祉協議会
4. 開設年月日 昭和43年11月23日
5. 開所時間 7時30分～18時30分
6. (平日・土曜日) 延長保育18時30分～19時 (利用料別途徴収)
7. 入所対象年齢 生後6ヶ月から就学前まで

鏡石町立鏡石幼稚園

※募集定員は年齢により異なります。

1. 住 所 〒969-0404 鏡石町中町271-4
2. 電話・FAX 0248-62-3772
3. 設置主体 鏡石町
4. 開設年月日 昭和47年4月1日
5. 開園時間 8時30分～13時30分 (預かり保育は、7時30分～19時00分)
6. 土曜日は、お休みとなります。
7. 入園対象年齢 3歳～5歳児 (平成27年4月2日～30年4月1日生まれの幼児)